

年企発0511第1号
平成23年5月11日

地方厚生（支）局保険年金（年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課長
（ 公 印 省 略 ）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴う厚生年金基金の標準給与の月額の設定及び掛金等の免除の特例の事務処理等について

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「法」という。）、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「政令」という。）、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成23年厚生労働省令第57号。以下「省令」という。）の施行に伴う厚生年金基金関係の取扱いについては、平成23年5月2日保発0502第8号、年発0502第4号、雇児発0502第4号をもって保険局長、年金局長、雇用均等・児童家庭局長から地方厚生（支）局長あて通知されたところであるが、厚生年金基金（以下「基金」という。）の標準給与の月額の設定及び掛金等の免除の特例に係る取扱いの細部については、次によることとしたので貴管下の基金の指導にあたっては、遺漏のないよう取扱われたい。

なお、厚生年金保険における取扱いについては、平成23年5月9日年管管発0509第2号をもって、年金局事業管理課長から地方厚生（支）局あて通知されたところであり、あわせて指導の参考とされたい。

第1 基金の標準給与の月額の設定に関する事項

1 標準給与の月額の設定の特例

法第94条第1項又は第2項の規定により厚生年金保険の標準報酬月額を改定された厚生年金保険の被保険者が基金の加入員である場合は、当該標準報酬月額を改定された月に係る当該加入員の標準給与の月額については、法第94条の規定の例により改定することができるものであること。

（政令第11条第1項関係）

2 標準給与の月額改定の届出

設立事業所の事業主は政令第11条第1項の規定により加入員の標準給与の月額を改定しようとするときは、速やかに、次の事項を記載した届書正副3通の提出が必要であること。

- (1) 氏名及び性別
- (2) 加入員番号
- (3) 報酬の月額

(省令第38条関係)

3 標準給与の月額改定の通知

- (1) 基金は2に係る届出に基づき標準給与の月額改定を行った場合は、事業主にその旨を通知する必要があること。
- (2) 事業主は(1)の通知があったときは、速やかに、これを加入員に通知する必要があること。

(省令第41条関係)

第2 基金の掛金又は徴収金の免除に関する事項

1 掛金又は徴収金の免除の特例

(1) 掛金の免除の特例

法第95条第1項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所が、基金の設立事業所である場合は、当該設立事業所の事業主の申出に基づき、厚生年金保険の保険料の額を免除された期間(以下「保険料免除期間」という。)に納付すべき掛金のうち、次に掲げる場合に依り、各々①から④に定める額を免除することができるものであること。

① 加入員が1設立事業所に使用されている場合

免除保険料額(当該加入員の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ免除保険料率を乗じて得た額。以下同じ。)

② 加入員が基金の2以上の設立事業所に同時に使用されている場合

免除保険料額を当該加入員が受ける給与の総額に対する当該事業所で受ける給与の額の割合で按分した額

③ 加入員が基金の1設立事業所と設立事業所以外の事業所に同時に使用されている場合

免除保険料額を当該加入員が受ける給与の総額に対する当該基金の設立事業所で受ける給与の割合で按分した額

④ 加入員が基金の2以上の設立事業所に同時に使用されている場合であって、かつ、設立事業所以外の事業所に同時に使用されている場合

③に規定する額を②の例で按分した額

(政令第11条第2項関係)

(2) 徴収金の免除の特例

加入員が基金の設立事業所と設立事業所以外の事業所において2以上の事業所に同時に使用されている場合であって、法第95条第1項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された設立事業所以外の当該事業所の申出に基づき、保険料免除期間に納付すべき徴収金のうち、次に掲げる場合に応じ、各々①又は②に定める額を免除することができるものであること。

① 加入員が基金の設立事業所以外の1事業所に使用されている場合

免除保険料額から(1)の③に規定する額を控除した額

② 加入員が基金の設立事業所以外の事業所において2以上の事業所に同時に使用されている場合

①に規定する額を(1)の②の例で按分した額

(政令第11条第3項関係)

(3) 掛金又は徴収金の免除に該当しなくなった場合の届出

(1)又は(2)において掛金又は徴収金を免除された厚生年金保険の適用事業所の事業主は、当該事業所が厚生年金保険の保険料の額の免除の要件に該当しなくなったことを日本年金機構に届け出た場合には、その旨を当該基金に届け出るものであること。

(政令第11条第4項関係)

2 掛金又は徴収金の免除の申出等の手続

(1) 掛金又は徴収金の免除の申出

設立事業所又は設立事業所以外の事業所の事業主は政令第11条第2項又は第3項の規定により当該事業所に係る掛金又は徴収金を免除しようとするときは、次の事項を記載した申出書正副3通に、厚生年金保険の保険料の額を免除されたことを明らかにすることができる書類を添えて提出することが必要であること。

① 事業所の名称及び所在地

② 厚生年金保険の保険料免除期間が開始した年月

(省令第39条関係)

(2) 掛金又は徴収金の免除に該当しなくなった場合の届出

設立事業所又は設立事業所以外の事業所の事業主は政令第11条第4項の規定により届出を行う場合にあつては、次に掲げる事項を記載した届書正副3通の提出が必要であること。

① 事業所の名称及び所在地

② 厚生年金保険の保険料の額の免除に該当しなくなったことの届出をした年月日

③ 厚生年金保険の保険料免除期間が終了した年月

(省令第40条関係)

3 掛金又は徴収金の免除の通知

- (1) 基金は2の(1)に係る申出に基づき掛金又は徴収金の免除を行った場合は、事業主にその旨を通知する必要があること
- (2) 事業主は(1)の通知があったときは、速やかに、これを加入員に通知する必要があること。

(省令第41条関係)

第3 その他の事項

1 規約変更

第1の2又は第2の2の(1)に係る届出又は申出に基づき標準給与の改定又は掛金若しくは徴収金の免除を行うに当たっては、厚生年金基金規約の変更が必要であること。

なお、この取扱いは臨時急施を要するため理事長専決として差し支えないこと。

また、当該規約変更は、厚生年金基金に係る法令改正に伴う一律の規約変更に該当することから、厚生労働大臣の認可を要しないが、届出の必要があること。この変更の届出の場合において、届書の下部欄外に「震災分」と朱書きされたいこと。

2 掛金又は徴収金の免除の記録方法

掛金又は徴収金の免除を行った場合には、「厚生年金基金における事業運営基準の取扱いについて(昭和42年3月28日年企発第20号)」の様式第14号の4の備考欄に免除額を記載すること。

3 地方厚生局への掛金又は徴収金の免除の報告

掛金又は徴収金の免除を行った基金は、「震災による掛金等免除報告書(様式第1号)」により免除の実施状況等について地方厚生(支)局に報告する必要があること。報告書の提出期限は、3月から6月までの納付分については7月15日、7月から9月までの納付分については10月14日、10月から12月までの納付分については翌年1月13日、翌年1月及び2月の納付分については、3月16日とすること。

なお、報告書を提出後に、当該報告書に報告すべき月分の免除を行った場合は、当該報告書を朱書きで訂正の上、次期報告書の提出の際に、併せて再報告すること。

4 地方厚生局における取扱い

基金から掛金又は徴収金の免除の報告をうけた地方厚生(支)局は7月15日、10月14日、1月13日、3月16日の報告を取りまとめてそれぞれ

れ翌月末までに年金局企業年金国民年金基金課に報告すること。

5 最低責任準備金の額の算出方法

政令第11条第2項又は第3項の規定により、掛金又は徴収金の免除を行った場合、厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例の一部を改正する件（平成23年5月2日厚生労働省告示第153号）による改正後の厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例（平成11年9月3日厚生労働省告示第192号）第1項第3号の4に規定する「天災その他のやむを得ない理由により、掛金又は徴収金の免除に係る法令上の特例措置がとられた場合」に該当する。そのため、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第85条の2に規定する責任準備金（最低責任準備金）の額については、同告示の規定により算出するものであること。

様式第1号

平成 年 月 日
基第 号

厚生労働大臣

殿

基金番号
基金名
理事長名

印

震災による掛金等免除報告書
(平成 年 月～ 月納付分)

1. 掛金等の免除の総括表

	掛金等 を免除 した事 業所数	掛金等 を免除 した加 入員数 人	掛金等を免除 した加入員に 係る標準報酬 月額(賞与)総額 千円	免除保 険料率 %	免除した 掛金額 ① 円	免除した 徴収金額 ② 円	免除した 掛金等の 合計額 ①+② 円
月納付分							
月納付分							
月納付分							
月納付分							

2. 掛金等を免除した事業所の詳細

(1) 掛金を免除した事業所

事業所の名称	免除した 掛金の 納付月	加入員数 人	標準報酬 月額(賞与)総額 千円	免除した 掛金額 円
	月			
	月			
	月			
	月			
	月			
	月			
	月			
~~~~~				
	月			
	月			
	月			
	月			

(2) 徴収金を免除した事業所

事業所の名称	免除した 徴収金の 納付月	徴収金を 免除した 加入員数 人	徴収金を免除した 加入員に係る標準 標準報酬額(賞与) 総額 千円	免除した 徴収金額 円
	月			
	月			
	月			
	月			
~~~~~				
	月			
	月			
	月			
	月			

(紙面が不足する場合は、適宜、用紙を継ぎ足すこと)

【参考】

- 1－1 掛金（徴収金）免除申出書（正1通）
- 1－2 掛金（徴収金）免除決定通知書（副2通）
- 2－1 掛金（徴収金）免除終了届（正1通）
- 2－2 掛金（徴収金）免除終了確認通知書（副2通）
- 3 規 約 例
- 4 通知（平成23年5月9日年管管発0509第2号）
- 5 告示（平成23年5月2日厚生労働省告示第153号）

参考 1 - 1

決 裁						
-----	--	--	--	--	--	--

〒 -

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

印

電話番号

-

-

被災により賃金の支払いに支障をきたしているため、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令第11条第2項（第3項）の規定に基づく掛金（徴収金）のうち免除保険料相当額の免除を次のとおり申し出ます。

掛金（徴収金）免除申出書

事業所整理記号	事業所番号	免 除 開 始 月
		平成 年 月納付分から

〔添付書類〕

厚生年金保険料免除決定通知書の写。

平成 年 月 日 提出

受 付 日 付 印

〒	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
事業所所在地								
事業所名称								
事業主氏名 殿								

下記のとおり、掛金（徴収金）のうち免除保険料相当額を免除することとしたので通知します。

〇〇厚生年金基金理事長 印

所在地

掛金（徴収金）免除決定通知書

標記の掛金（徴収金）にかかる免除につきましては、平成 年 月納付分から承認します。

なお、掛金（徴収金）免除期間は最長平成 年 月納付分までとなります。

(注) 平成 年 月までの間に免除を行う理由が消滅したときは、掛金（徴収金）免除終了届の提出が必要となります。

あなたがこの決定に不服があるときは、この決定を受けた日の翌日から起算して60日以内に、社会保険審査会（東京都千代田区霞が関1-2-2厚生労働省内）に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の裁決（以下「裁決」という。）を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、厚生年金基金を被告として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

参考2-1

決 裁						
-----	--	--	--	--	--	--

〒 -

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

印

電話番号

-

-

掛金(徴収金)免除終了届

掛金(徴収金)の免除につきましては、厚生年金保険料免除終了届を提出しましたので届出します。

事業所整理記号	事業所番号	厚生年金保険料免除	厚生年金保険料免除
		終了届の届出年月日	終 了 年 月
		平成 年 月 日	平成 年 月納付分まで

(注)

掛金(徴収金)の免除は、厚生年金保険料免除終了年月の納付分まで免除されます。

[添付書類]

厚生年金保険料免除終了確認通知書の写。

平成 年 月 日 提出

受 付 日 付 印

基第 号
平成 年 月 日

〒	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
事業所所在地								
事業所名称								
事業主氏名 殿								

〇〇厚生年金基金理事長 印

所在地

掛金(徴収金)免除終了確認通知書

届出のありました掛金(徴収金)の免除終了届につきましては、平成 年 月 納付分より免除の必要がないことを確認しましたので通知します。

(記入例)

厚生年金保険料免除終了
年月の翌月

あなたがこの決定に不服があるときは、この決定を受けた日の翌日から起算して60日以内に、社会保険審査会(東京都千代田区霞が関1-2-2厚生労働省内)に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の裁決(以下「裁決」という。)を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、厚生年金基金を被告として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

東日本大震災に伴う標準給与の改定方法等の取扱いについて(規約例)

事 項	変 更 例	備 考
<p>1 変更規約の題名</p> <p>2 変更規約の柱名</p> <p>3 震災に伴う標準給与の改定の方法の特例等に関する変更</p>	<p>〇〇〇〇厚生年金基金規約の一部を変更する規約</p> <p>〇〇〇〇厚生年金基金規約の一部を次のように変更する。</p> <p>附則に次の3条を加える。</p> <p>(標準給与の改定の方法の特例)</p> <p>第〇条 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号。以下「特別法」という。)第94条第1項又は第2項の規定により厚生年金保険の標準報酬月額を改定された月に係る加入員の当該標準給与の月額の改定の方法については、第〇〇条の規定にかかわらず、特別法第94条の規定の例によるものとする。</p> <p>(掛金の免除の特例)</p> <p>第〇条 特別法第95条第1項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された事業主が、申出をしたときは、第〇〇条の規定にかかわらず、特別法第95条第1項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された期間(次条において「保険料免除期間」という。)に納付すべき掛金のうち、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」(平成23年政令第131号。以下「特別措置政令」という。)第11条第2項各号に掲げる掛金の区分に応じ、当該各号に定める額を免除する。</p> <p>(徴収金の免除の特例)</p> <p>第〇条 特別法第95条第1項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された設立事業所以外の適用事業所の事業主であってこの基金の加入員を使用するものが、この基金に申出をしたときは、第〇〇条の規定にかかわらず、保険料免除期間に納付すべき徴収金のうち、特別措置政令第11条第3項各号に掲げる徴収金の区分に応じ、当該各号に定める額を免除する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規約は、理事長専決の日から施行し、平成23年3月1日から適用する。</p>	

年管管発0509第2号

平成23年5月9日

地方厚生局年金調整課長 殿

地方厚生（支）局年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

（公 印 省 略）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
における厚生年金保険等の標準報酬月額の設定等の特例措置について

標記については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令」（平成23年政令第127号）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令」（平成23年厚生労働省令第57号）において必要な諸規定の整備が図られたところであり、その取扱いについては、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における厚生年金保険等の特例措置について」（平成23年5月2日保発0502第6号・年発0502第3号・雇発0502第3号保険局長、年金局長及び雇用均等・児童家庭局長連名通知。以下「局長通知」という。）によるほか、下記の事項に留意し、その適正な取扱いに配慮されたい旨、日本年金機構担当理事あて通知したので、御了知願いたい。

記

第1 特例措置の対象

1 対象事業所

局長通知第2の3の（5）については、取引先の事業所が東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下「大震災」という。）による損壊等を受けたことにより部品・原材料の調達が困難となり、かつ代替調達先が見つからず、休業を余儀なくされた場合などが想定されるものであり、その被害について総合的に判断すること。

2 厚生年金保険法第8条の2及び健康保険法第34条に規定される一括適用事業所など複数の工場や支店を有する事業所で、工場や支店を含めて本社が適用事業所である場合の取扱い

(1) 厚生年金等の適用事業所とされている事業所（以下「本社」という。）が特定被災区域にある場合

① 本社が特定被災区域にある場合には、適用事業所以外の事業所（以下「支社等」という。）を含め事業所全体が特例措置の対象となるため、局長通知において示された基準により、標準報酬月額の変更及び保険料の免除を行うこと。

② ①において、保険料の免除の基準を満たさない場合であっても、次のア及びイに掲げる要件を満たす場合には、事業所全体の保険料の免除を行うことができることとする。

ア 特定被災区域にあり大震災による被害を受けた本社及び支社等の被保険者数が事業所全体の被保険者数の概ね過半であること。

イ 特定被災区域にある本社及び支社等の概ね過半の被保険者について、報酬の支払いに著しい支障が生じていること。

(2) 本社が特定被災区域外にある場合

本社が特定被災区域外であっても、特定被災区域にある支社等が次のアに掲げる要件を満たす場合には、事業所全体の被保険者を対象として標準報酬月額の変更を行うことができることとする。

また、次のア及びイに掲げる要件を満たす場合には、事業所全体の保険料の免除を行うことができることとする。

ア 特定被災区域にあり大震災による被害を受けた支社等の被保険者数が事業所全体の被保険者数の概ね過半であること。

イ 特定被災区域にある支社等の概ね過半の被保険者について、報酬の支払いに著しい支障が生じていること。

3 対象期間

局長通知第2の3の(3)の屋内退避指示の対象地域に、平成23年3月11日において現に事業所が所在した場合については、同年6月末日までの間、標準報酬月額の変更及び保険料の免除の特例措置の対象となること。

第2 標準報酬月額の変更の特例

1 標準報酬月額の変更の届出

局長通知第2の1により標準報酬月額の変更の特例（以下「機動的変更」という。）を受けようとする事業主は、現行の被保険者報酬月額変更届のほか、東日本大震災に関する被害状況申立書（様式1）を届出させることとしたこと。

その際、市町村長等が交付する罹災証明書がある場合には、当該証明書を添付して届出させることとしているが、罹災証明書の交付を受けていない場合は、当該申立書（様式1）に被害の状況を記載することでこれに代えることができ

るものであること。

なお、局長通知第2の2により機動的改定を受けようとする事業主については、東日本大震災に関する被害状況申立書（様式1）の添付を略することができるものであること。

2 その他

- (1) 機動的改定については、報酬支払の基礎となった日数が17日未満であっても差し支えないこと。
- (2) 労働基準法第26条、労働協約、就業規則、労働契約に基づく休業手当については、報酬として取り扱うため、標準報酬月額を算定する際には、休業手当の額を含めること。
- (3) 決定された標準報酬月額に係る事務処理については、現行の随時改定と同様であること。
- (4) 機動的改定に伴う届書については、現行の随時改定の届書と区分し、保管すること。

第3 保険料の免除の特例

1 保険料の免除の届出

保険料の免除を受けようとする事業主は、東日本大震災に関する被害状況申立書（様式1）及び免除申請書（様式2）を届出させることとしたこと。

その際、東日本大震災に関する被害状況申立書について、市町村長等が交付する罹災証明書がある場合には、当該証明書を添付して届出させることとしているが、罹災証明書の交付を受けていない場合は、当該申立書（様式1）に被害の状況を記載することでこれに代えることができるものであること。

なお、この免除申請書の提出以前に、当該事業主から機動的改定の申出があり、東日本大震災に関する被害状況申立書（様式1）及び罹災証明書等が添付されている場合にあっては、これらの書類は不要であること。

2 機動的改定との関係

事業主が保険料の免除を申請する際には、被保険者の標準報酬月額が事業主から支払われている報酬の実態を反映したものであることが必要であることから、事業主は原則として第2の1の届出をした後に保険料の免除の申請を行うこととなること。ただし、同時提出の場合はこれを受理して差し支えないものであること。

3 保険料の免除の審査

- (1) 保険料の免除の審査にあたっては、局長通知の第3によること。
なお、標準報酬月額の下限の人数については、大震災の被害にかかわらず従前より標準報酬月額の下限であった者を含み判断して差し支えないこと。
- (2) 労働基準法第26条、労働協約、就業規則、労働契約に基づく休業手当に

については、報酬として取り扱うため、標準報酬月額を算定する際には、休業手当の額を含めることとしているが、保険料の免除の要件である「報酬の支払いに著しい支障が生じている場合」を判断する際には、報酬額から休業手当の額を控除した額を基準として判断すること。

- (3) 概ね過半の被保険者について、厚生年金保険の場合は10万1千円以上、健康保険及び船員保険の場合は6万3千円以上の賞与が支払われた場合は、報酬の支払いに著しい支障が生じている状態にないものとして、事業主に免除終了届の提出を求め、賞与支払月の保険料については免除しないものとし、免除終了確認通知書（様式6）により事業主に通知すること。

なお、賞与支払月より後の月について、報酬の支払いに著しい支障が生じているため、保険料の免除を受けようとする事業主は、改めて免除申請書（様式2）を再度申請する必要があること。

4 保険料の免除決定の通知等

保険料の免除を決定したときは、免除承認通知書（様式3）により当該事業主に通知すること。また、免除に該当しない場合は免除不該当通知書（様式4）により当該事業主に通知すること。

5 保険料の免除終了の届出及び通知

保険料の免除を受けていた事業主について、保険料の免除の要件に該当しなくなったときは、免除終了届（様式5）を速やかに提出させ、保険料の免除の終了を確認したときは、免除終了確認通知書（様式6）により当該事業主に通知すること。

6 その他

- (1) 保険料が納付された後、適用事業所から免除申請書の提出がなされ、保険料の免除に該当した場合には、納付された保険料は還付すること。
- (2) 保険料の免除の決定は、機動的改定の処理を行い、保険料計算を行った後、社会保険オンラインシステムに記録された標準報酬月額等級等により審査を行うこと。
- (3) 保険料の免除に該当する事業所については、保険料計算後において、当該事業所の保険料額の調査決定取消又は更正減額の処理を行い、保険料債権が発生していないことを確認し、納入告知書の引き抜きを行うこと。
- (4) 毎月の保険料の免除処理については、免除処理整理簿等を作成し、適正な保険料の免除記録の管理に努めること。

第4 その他

1 報告

日本年金機構本部においては、年金事務所毎の機動的改定及び保険料の免除の特例により処理した件数等について、月毎にとりまとめの上、翌月15日までに

厚生労働省事業管理課あてに報告すること。

2 照会

機動的改定及び保険料の免除について、疑義がある場合には、日本年金機構本部を通じ厚生労働省年金局事業管理課まで照会されたいこと。

東日本大震災に関する被害状況申立書

日本年金機構理事長 あて

平成 年 月 日

事業所所在地 _____
 事業所名称 _____
 事業主氏名 _____ (印)
 電話番号 _____

事業主記入欄 (該当する番号に「○」等を付してください。)	
被害の状況	<p>1. 事業所が損壊等のため、罹災証明書が交付された。 (注) 罹災証明書の写しを添付してください。</p> <p>2. 罹災証明書の交付を受けていないが、以下に該当する。</p> <p>① 大震災により適用事業所が損壊 (生産設備の損壊等も含む。) するなど直接的な被害が生じている。</p> <p>② 事業の実施に必要な電気、ガス、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断等により被害が生じている。</p> <p>③ 福島第一原子力発電所の事故により、原子力災害対策特別措置法 (原災法) に基づく警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域の設定により被害が生じている。 (平成 23 年 6 月末日までは、原災法に基づく屋内待避指示の対象地域も含む。)</p> <p>④ 福島第一原子力発電所の事故により、原災法に基づく食品の出荷制限により被害が生じている。</p> <p>⑤ その他 (上記①から④に準じた理由により、適用事業所の事業が大震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避免的に休業等を余儀なくされた場合)</p> <p>※ 2. ①～⑤に該当する場合は、被害状況等について記入してください。</p>
事業所の形態	<p>一括適用事業所等 (工場や支店等を含めて一つの適用事業所となっている場合を含む。) の場合は、以下も記入してください。</p> <p>ア. 本社が特定被災区域にある。</p> <p>イ. 本社は特定被災区域にないが、工場や支店等が特定被災区域にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本店、工場、支店等の全ての被保険者数 (名) ・ 特定被災区域にある工場、支店等に勤務していた被保険者数 (名)

※ 年金事務所が確認をする欄ですので、記入しないでください。

年金事務所確認欄	<input type="checkbox"/> 事業所の所在地は、特定被災区域である。
	<input type="checkbox"/> 一括適用事業所等の場合で、本社が特定被災区域にある。
	<input type="checkbox"/> 一括適用事業所等の場合で、本社が特定被災区域に所在しないが、特定被災区域に所在する支社等に勤務する被保険者数が事業所全体の被保険者数の概ね過半となっている。
	<input type="checkbox"/> 被害状況が次のいずれかに該当する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災証明書が添付されている。 ・ 上記「被害状況」の①～④に該当。 ・ 上記「被害状況」の⑤に該当。(適用事業所の事業が大震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避免的に休業等を余儀なくされたと認められる。)
<input type="checkbox"/> 従前の報酬と比べて 2 等級以上の差がある。(従前の等級が第 2 等級の場合には、報酬月額が、厚生年金保険の場合は 9 万 3 千円未満になったとき、健康保険の場合は 5 万 3 千円未満になったときを含む。)	
(備考)	

厚生年金保険料
 健康保険料(船員保険料) 免除申請書
 子ども手当の拠出金

日本年金機構理事長 あて

平成 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

印

電話番号

- -

東日本大震災により賃金の支払いに著しい支障が生じているため、保険料等の免除を次のとおり申請します。

事業所整理記号	事業所番号	免除申請月(※)
		平成 年 月分保険料 (平成 年 月末日納付分)から
免除申請月(※)の給与支払日における事業所全体の被保険者数(A)	Aのうち育児休業中で保険料が免除されている者(B)	C(A-B)
人	人	人
上記Cの者のうち休業手当の額を除いて算出した厚生年金保険の標準報酬月額が98,000円以下の者の人数(D)		人
上記Cの者のうち休業手当の額を除いて算出した健康保険の標準報酬月額が58,000円の者の人数(E)		人
※太枠の中を記入してください。		
被保険者のうち標準報酬月額が98,000円以下の者の割合(D/C)		
被保険者のうち標準報酬月額が58,000円以下の者の割合(E/C)		



社会保険労務士の提出代行者印	
	印

- 注1) 免除を申請する保険料等の口に点を付してください。
- 注2) 報酬の支払いに著しい支障が生じている場合は、事業の休業等により、概ね過半の被保険者について賃金が支払われていないか又は標準報酬月額の下限(健康保険 5万8千円、厚生年金 9万8千円)に相当する賃金が支払われている場合をいう。
- 注3) 休業手当を支給している場合には、提出の際に賃金額と休業手当額が区分された賃金台帳を添付してください。
- 注4) この申請内容に疑義が生じた場合には、後日年金事務所が調査を行うことがあります。

平成 年 月 日

[事業所整理記号]

《事業所名》 殿

日本年金機構理事長

免除承認通知書

平成 年 月 日付で提出のあった保険料等の免除申請については、下記のとおり承認したので通知します。

記

1. 免除を承認する保険料等

2. 免除を承認する期間

平成 年 月分保険料等（平成 年 月末日納付分）から承認します。

なお、保険料等免除期間は最長で平成24年1月分保険料等（平成24年2月末日納付分）までとなります。

(注) 平成24年2月までの間に免除該当理由が消滅したときは、免除終了届を提出してください。

あなたがこの決定に不服があるときは、この決定を受けた日の翌日から起算して60日以内に、厚生年金保険料及び健康保険料（船員保険料）にかかるものは社会保険審査会（東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省内）に対して、子ども手当の拋出金にかかるものは厚生労働省年金局（東京都千代田区霞が関1-2-2）に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の裁決（以下「裁決」という。）を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

平成 年 月 日

[事業所整理記号]

《事業所名》 殿

日本年金機構理事長

免除不該当通知書

平成 年 月 日付で提出のあった保険料等の免除申請については、下記の理由により該当しないので通知します。

記

1. 免除に該当しない保険料等
2. 免除に該当しない理由

あなたがこの決定に不服があるときは、この決定を受けた日の翌日から起算して60日以内に、厚生年金保険料及び健康保険料（船員保険料）にかかるものは社会保険審査会（東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省内）に対して、子ども手当の抛出金にかかるものは厚生労働省年金局（東京都千代田区霞が関1-2-2）に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の裁決（以下「裁決」という。）を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

厚生年金保険料
 健康保険料(船員保険料) 免除終了届
 子ども手当の拠出金

日本年金機構理事長 へ

平成 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

印

電話番号

—

—

保険料等の免除については、免除の要件に該当しなくなりましたので届出します。

事業所整理記号		事業所番号	保険料等の免除に該当しなくなった月
			平成 年 月
免除に該当しなくなった理由(下記の理由より該当する番号を右欄に記載してください。)			

※免除に該当しなくなった理由

- 健康保険(船員保険)の標準報酬月額について58,000円の者が全被保険者のうちの概ね過半を下回った。
- 厚生年金保険の標準報酬月額について98,000円の者が全被保険者のうちの概ね過半を下回った。
- 全被保険者の概ね過半を超える者に63,000円以上の賞与が支払われた。
- 全被保険者の概ね過半を超える者に101,000円以上の賞与が支払われた。

(注)・免除の要件に該当しなくなった保険料等の口にレ点を付してください。
 ・保険料等の免除に該当しなくなった月の前月分の保険料から納付していただくことになります。
 ・理由が1及び3の場合は健康保険料の免除を受けることができません。
 ・理由が2及び4の場合は厚生年金保険料・健康保険料(船員保険料)・子ども手当の拠出金について免除を受けることができません。



社会保険労務士の提出代行者印	
	印

平成 年 月 日

[事業所整理記号]

《事業所名》 殿

日本年金機構理事長

免除終了確認通知書

平成 年 月 日付で提出のあった保険料等の免除終了届については、平成 年 月分保険料等（平成 年 月末日納付分）をもって免除期間が終了したことを確認したので通知します。

○ 免除期間が終了した保険料等

あなたがこの決定に不服があるときは、この決定を受けた日の翌日から起算して60日以内に、厚生年金保険料及び健康保険料（船員保険料）にかかるものは社会保険審査会（東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省内）に対して、子ども手当の抛出金にかかるものは厚生労働省年金局（東京都千代田区霞が関1-2-2）に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の裁決（以下「裁決」という。）を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

○厚生労働省告示第百五十三号

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）附則第四条の規定に基づき、厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例（平成十一年厚生省告示第百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二日

厚生労働大臣 細川 律夫

第一項第三号の四中「係るもの」の下に「並びに天災その他のやむを得ない理由により、掛金又は徴収金の免除に係る法令上の特例措置がとられた場合に行われた、当該掛金又は徴収金の免除の申出に係る加入員の標準報酬月額及び標準賞与額であつて、当該掛金又は徴収金を免除された期間に係るもの」を加える。